

さかの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱

〔 令和 5 年 3 月 3 1 日
園 農 第 2 7 9 4 号 〕

改正 令和 7 年 4 月 1 日 園農第 2 9 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、本県水田農業の担い手等及び産地競争力の強化を図るため、さかの稼げる水田農業推進事業実施要領（令和 5 年 3 月 3 1 日付け園農第 2 8 1 1 号農林水産部長通知。以下、「要領」という。）に基づき、集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者及び農業者の組織する団体（以下「間接補助事業者」という。）が行う「さかの稼げる水田農業推進事業」に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費、並びに要領に基づき、農業者の組織する団体及び農業協同組合（以下「補助事業者」という。）が行う「さかの稼げる水田農業推進事業」に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 5 3 年佐賀県規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、補助率及び暴力団排除規定)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 間接補助事業者及び補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 間接補助事業者及び補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない

い。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がない場合で、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。
- （3）補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するよう努め、原則として3人以上の者から見積書を徴すること。
- （4）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （5）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び施設（以下「財産」という。）で処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

(7) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(7)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、ウの規定を準用することがあること。

オ 第7条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

なお、低コスト・高品質化条件整備事業の実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定によ

り減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日(第6条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

なお、低コスト・高品質化条件整備事業の概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は第5号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第7条 規則第22条の規定により、知事に財産処分の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第7号のとおりとする。

- 2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 知事は、第1項及び第2項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付したうえで承認を行うものとする。
- 4 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得価額が50万円以上の財産とする。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から施行する。

別表 1

事業種目	対象経費	補助率	重要な変更
1 低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表 1 の事業種目欄の 1 の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の 10/13 以内又は間接補助事業費の 1/3 以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表 1 の事業内容欄の 4 の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の 5/6 以内又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額。 ※「さかの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。	1 対象経費の 30 % を超える増減 2 事業実施主体の変更 3 事業種目の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間の流用
2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表 1 の事業種目欄の 2 の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の 1/2 以内。	

(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

別表2

処分区分		承認条件	県費納付額	備考
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	県費納付 (ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(※1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4) なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合(※3)又は自己の責任において当該補助対象財産と同能力を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を継承する場合は、県費納付を要しない。
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	県費納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。
		上記以外の場合	県費納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4)
譲渡	有償	県費納付 (ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(※2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4)	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、県費納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
	無償	県費納付 (ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(※2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4)	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合は、県費納付を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を継承すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を県費納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を継承すること	交換差益額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について県費納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付による収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	
	無償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上)の貸付け	県費納付 (ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(※2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4)	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、県費納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合
担保	補助残融資又は補助目的の遂行に必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。(※4)	(※5)

- ※ 1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
 - ※ 2) 譲渡の相手方又は貸し付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
 - ※ 3) 他の法令に基づく許認可等（＊）を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
（＊）許認可等とは、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。
 - ※ 4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の自己評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
 - ※ 5) 担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、県費納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず県費納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の県費補助金等相当額の県費納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。
- 注 1) 上記の返還金額算定方式による県費補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る県費補助金等の支出額とする。
- 注 2) 県費補助率については、確定補助率と県費補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- 注 3) 知事は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。